

# 正味財産増減予算書

平成 24年10月1日から平成 25年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
	H24.10.1～H25.3.31	H24.10.1～H25.3.31	
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1	-	1
基本財産受取利息	1	-	1
事業収益	39,164	-	39,164
農地利用集積円滑化事業収益	35,071	-	35,071
都市農村交流事業収益	43	-	43
農産物類販売負担金収益	862	-	862
酒類販売収益	300	-	300
牛乳類販売収益	393	-	393
農産物販売収益	375	-	375
物産受託販売手数料収益	2,120	-	2,120
委託料収益	6,820	-	6,820
農地流動化推進事業委託料収益	0	-	0
県農業公社推進事務委託料収益	85	-	85
ふれあい農園管理委託料収益	0	-	0
市農業経営改善支援活動委託料収益	0	-	0
認定農業者補助事業収益	0	-	0
物産センター管理委託料収益	900	-	900
道の駅管理委託料収益	4,791	-	4,791
青木邸管理委託料収益	1,044	-	1,044
シルバークーパー制度推進事業委託料収益	0	-	0
受取補助金等	24,530	-	24,530
受取市交付金	24,530	-	24,530
受取農協助成金	0	-	0
受取負担金	2,801	-	2,801
受取維持管理負担金	2,801	-	2,801
受取海外研修派遣参加個人負担金	0	-	0
受取退職金掛金負担金	0	-	0
受取シルバークーパー参加個人負担金	0	-	0
雑収益	216	-	216
受取利息	3	-	3
雑収益	213	-	213
経常収益計	73,532	-	73,532
(2) 経常費用			
事業費	74,954	-	74,954
給与手当	15,022	-	15,022
臨時雇賃金	6,682	-	6,682
社会保険料	3,103	-	3,103
福利厚生費	335	-	335
会議費	35	-	35
旅費交通費	183	-	183
通信運搬費	364	-	364
減価償却費	58	-	58
消耗品費	1,132	-	1,132
修繕費	484	-	484
印刷製本費	1	-	1
燃料費	328	-	328
光熱水費	2,568	-	2,568
賃借料	35,110	-	35,110
使用料	1,167	-	1,167
保険料	43	-	43
諸謝金	519	-	519
租税公課	1,435	-	1,435

# 正味財産増減予算書

平成 24年10月1日から平成 25年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
	H24.10.1～H25.3.31	H24.10.1～H25.3.31	
支払負担金	386	-	386
支払助成金	0	-	0
交付金返還	149	-	149
委託費	4,716	-	4,716
手数料	165	-	165
広告料	169	-	169
農産物類購入	300	-	300
酒類購入	250	-	250
牛乳類購入	250	-	250
管理費	3,859	-	3,859
報酬	156	-	156
給与手当	2,554	-	2,554
社会保険料	378	-	378
福利厚生費	25	-	25
会議費	11	-	11
旅費交通費	12	-	12
通信運搬費	19	-	19
減価償却費	3	-	3
消耗品費	34	-	34
修繕費	5	-	5
燃料費	14	-	14
使用料	94	-	94
保険料	8	-	8
租税公課	66	-	66
委託費	465	-	465
手数料	5	-	5
退職金掛金	0	-	0
交際費	10	-	10
経常費用計	78,813	-	78,813
当期経常増減額	△ 5,281	-	△ 5,281
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	-	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	-	0
当期経常外増減額	0	-	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,281	-	△ 5,281
一般正味財産期首残高	51,784	-	51,784
一般正味財産期末残高	46,503	-	46,503
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	-	0
指定正味財産期首残高	60,000	-	60,000
指定正味財産期末残高	60,000	-	60,000
III 正味財産期末残高	106,503	-	106,503

(注) 1 従来、収支予算書は「資金収支方式」により作成していたが、平成23年度から公益法人認定法施行規則第30条に基づき、「損益計算方式」に改め作成している。

2 予算書は、公益法人会計基準の運用指針(平成20年4月11日/内閣府公益認定等委員会)の「正味財産増減計算書」様式に準じて作成している。